

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年9月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区（水力発電）事業に関する（申請（交付金）及び実施報告書まで全部（平成28年度～現在まで）」「農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月21日、実施機関は、本件請求に対して、文書が不存在であるとして公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月10日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「あるべき書類の公開を求める」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「「徳島県情報公開条例第12条第3項の規定により次のとおり拒否と決定した」が、、、県は、あるべき書類を隠し、インペイしている為。補助金申請に係る書類（県予算）を取るに当り、申請書類及び予算に関する書類があるべきはず。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、公文書公開請求書では、本件請求を「〇〇土地改良区（水力発電）事業に関する申請（交付金）及び実施報告書まで全部（平成２８年度～現在）」と記載している。

実施機関は、審査請求人が本件請求で公開請求した文書を、本件請求をした時に審査請求人から聞き取った内容から、土地改良区から〇〇総合県民局農林水産部〇〇に対して提出された、平成２８年度県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書及び実績報告書並びに平成２９年度県単土地改良事業補助金交付申請書であって、農山漁村振興課において保有するものと特定した。

耕地関係事業の補助金の交付に関する事務の処理については、徳島県事務委任規則第８条及び第１０条に基づき、〇〇総合県民局農林水産部〇〇に事務委任されていることから、審査請求人が主張する公文書は存在しない。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和２年３月４日	諮問
令和６年８月２６日 第１部会（第１４回）	審議
同年 ９月２４日 第１部会（第１５回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件事案における審査の対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、〇〇土地改良区の水路に小水力発電施設を整備する事業に関し、〇〇総合県民局農林水産部〇〇に対して提出された、平成２８年度県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書及び実績報告書並びに平成２９年度県単土地改良事業補助金交付申請書であって、農山漁村振興課において保有するものと特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、県はあるべき書類を隠しているとして、補助金申請に係る書類（県予算）を取るに当り、申請書類及び予算に関する書類がある旨主張している。

審査請求人が存在を主張する、補助金の予算を要求する際に予算担当課に提出した書類は、実施機関が特定した公文書には含まれていないが、そもそも審査請求人が本

件請求において公開を求めた書類に含まれないことが明らかであるため、以下、実施機関が特定した公文書について、当該公文書が存在するかを検討することとする。

2 知事の権限の委任について

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に、又はその管理に属する行政庁に委任することができることとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）。

徳島県では、知事の権限に属する事務の委任に関し、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）を定めており、耕地関係事業の補助金の交付に関する事務の処理については、同規則第7条の2及び別表第2の2徳島県東部農林水産局長の項第42号の3の規定により知事から徳島県東部農林水産局長に委任され、同規則第8条及び別表第3個別事項の項第54号の5の規定により知事から総合県民局長に包括的に委任されている。

そうすると、〇〇市の区域における耕地関係事業の補助金の交付に関する事務の処理は、知事から徳島県〇〇総合県民局長に委任されていることとなるから、特に必要があるとき（徳島県事務委任規則第3条）でなければ、当該事務を知事が自ら行う、すなわち農山漁村振興課において行うことはない。

本件においては、特に必要があるとの事情も認められないので、本件補助金の交付に関する事務の処理は農山漁村振興課においては行われておらず、当該事務に関する書類を同課において作成し、又は取得することはないから、本件請求に係る公文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	